

## 議案第36号

### 鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）

を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>24</u>の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>21</u>の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2～4 略</p>

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
17 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てるとき。 (1) 障害者自立支援法による障害福祉サービスを提供する事業者に対する運営の安定化等を図る措置のための事業 (2) 障害者自立支援法

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
17 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく制度の円滑な運営を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てるとき。 (1) 障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和措置として同法による障害福祉サービスを提供する事業者に対して行う事業 (2) 障害者自立支援法


	21 鳥取県妊婦健康診査支援基金	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。		21 鳥取県妊婦健康診査支援基金	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	
	22 鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金	地域の活力を維持・再生するために、地域の諸課題に柔軟に対応して県民の生活基盤の整備を図り、もって県民生活の向上に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。							
	23 鳥取県安心こども基金	保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こ	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる							

	ども園等の 新たな保育 需要に対応 するなど、 子どもを安 心して育て ることがで きるような 体制整備を行 うこと。		積立て	とき。				
24 烏取 県消費 者行政 活性化 基金	消費生活 相談の複雑 化・高度化 に対応して、 消費生活相 談窓口の機 能強化等を 図ること。	一般会計	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	当該基金の 設置目的を達 成するため に必要な経費の 財源に充てる とき。				

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。